

議案第9号

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第19条第1項第1号中「第8条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「若しくは第2項」を削り、同項第3号中「第28条」を「第29条」に改める。

第22条第4項中「にあつては」を「の訂正にあつては」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第28条第1項中「（番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、保有特定個人情報の開示請求については、この限りでない。

第31条の表以外の部分中「第2条第4号」の次に「及び第7号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第19条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改

正により、条例で定める独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。